

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について（議案第117号）

職員課

1 改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与を改める。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現 行	改 正 案	改 定 幅	改 定 率
323,673円	324,047円	374円	0.12%

イ 一般職の職員の勤勉手当の改正

(ア) 第1条関係

令和元年12月期の勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	現 行	第1条関係改正案	改 定 幅
一 般 職 員	0.925月	0.975月	0.05月
特 定 幹 部 職 員	1.125月	1.175月	0.05月

(イ) 第2条関係

令和2年6月以降の6月期及び12月期の勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	第1条関係改正後（6月期は現行）	第2条関係改正案	改 定 幅	
一般職員	6月期	0.925月	0.95月	0.025月

	12月期	0.975月	0.95月	△0.025月
特定幹部 職員	6月期	1.125月	1.15月	0.025月
	12月期	1.175月	1.15月	△0.025月

ウ 一般職の職員の住居手当の改正

(ア) 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を16,000円（現行12,000円）に引き上げる。

(イ) 住居手当の支給額の上限を28,000円（現行27,000円）に引き上げる。

(ウ) 住居手当の支給額が1,500円を超えて減額となる職員等については、経過措置として令和2年度に限り、改正前の支給額から1,500円を控除した額を支給する。

(2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

ア 特定任期付職員の給料表の改正

（給料月額）

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	374,000円	375,000円	1,000円
2	422,000円	422,000円	0円
3	472,000円	472,000円	0円
4	533,000円	533,000円	0円
5	608,000円	608,000円	0円
6	710,000円	710,000円	0円
7	830,000円	830,000円	0円

イ 特定任期付職員の期末手当の改正

(ア) 第3条関係

令和元年12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

現 行	第3条関係改正案	改 定 幅
1.675月	1.725月	0.05月

(イ) 第4条関係

令和2年6月以降の6月期及び12月期の期末手当の支給月数を次のとおり改める。

区分	第3条関係改正後 (6月期は現行)	第4条関係改正案	改定幅
6月期	1. 6 7 5月	1. 7月	0. 0 2 5月
12月期	1. 7 2 5月	1. 7月	△0. 0 2 5月

3 施行期日等

(1) 施行期日

2の(1)のア及びイの(ア)並びに2の(2)のア及びイの(ア) 公布の日

2のその他の部分 令和2年4月1日

(2) 遡及適用日

2の(1)のア及び2の(2)のア 平成31年4月1日

2の(1)のイの(ア)及び2の(2)のイの(ア) 令和元年12月1日